

# 国立公園とは

## ●やんばるの森が国立公園の候補地に

平成 19 年に国の国立公園に関する検討会で、希少動物が生息するやんばるの森の照葉樹林を国立公園として評価すべき、と提言されました。



## ●国立公園の目的

日本を代表する優れた自然の風景地を将来に亘って保護するとともに、多くの人々に素晴らしい風景・自然を観賞・体験してもらうための地域です。

自然公園法に基づいて国(環境省)が指定し、開発行為を制限するとともに、自然と親しむ人々が利用しやすいように、必要な情報の提供や利用施設が整備されます。

## ●公園の区分

公園は、特別保護地区、第 1~3 種特別地域、普通地域の 5 区分に分けられ、それぞれの区分ごとに保護の優先度や農林業等の経済活動の制限が定められています。

### ・特別保護地区、第 1 種特別地域

保護を優先的に考える場所で、実施可能な行為は研究や防災目的のものなどに限定されます。

土地の出入り、既存道路や建物、農地の利用などは制限されるものではなく、これまで通り使用できます。

なお、現時点での環境省案では、玉辻山から西銘岳にかけての中央脊梁部分及び伊部岳周辺などの指定が考えられています。



特別保護地区と第 1 種特別地域が  
世界自然遺産として推薦される場  
所です。

### ・第 2 種、第 3 種特別地域

農林漁業や小規模な開発行為が想定されている場所で、木の伐採や建物の設置などの行為は申請をし、許可を受けて実施することができます。

なお、既存の農地での農作業、林業における造林、保育、間伐は申請なしで実施できます。

### ・普通地域

農林漁業など通常の経済活動に制限はありません。ただし、土地の形状を変更する場合は届け出なければなりません。